

ファミリート日の出 介護保健施設サービス（入所）利用料一覧表

令和4年10月1日 改定

介護保険利用者負担（日額）

基本利用料（本人1割負担分）

要介護度	基本利用料（本人1割負担分）				
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
個室	714	759	821	874	925
多床室	788	836	898	949	1,003

（単位×10.45円）

居住費・食費（食材費＋調理費相当分）

費目	居室	第1段階	第2段階	第3段階-1	第3段階-2	第4段階
		個室	490	490	1,310	1,310
多床室	0	370	370	370	900	
食費		300	390	650	1,360	2,000

・食事代 2000円（朝食 580・昼食 600・夕食 700・おやつ 120）

※「介護保険負担限度額認定証」を交付された方は、第1段階～第3段階になります。

体制加算

費目	加算(単位)	内容の説明
安全管理体制未実施減算(1日)	-5	運営基準における事故の発生または再発を防止するための措置が講じられていない場合減算
夜勤体制加算	24	夜勤職員の最低基準より+1名の人員を配置した場合
口腔衛生管理加算(Ⅰ)(1月につき)	90	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者に対し口腔ケアを月に2回以上行う。さらに介護職員に対し、具体的助言と指導を行う
口腔衛生管理加算(Ⅱ)(1月につき)	110	(Ⅰ)の要件に加え口腔衛生等の管理に係る計画の内容を厚労省に提出し適切かつ有効な実施の為に情報を活用している
栄養ケア・マネジメント加算を実施していない場合	-14	栄養状態を適切にアセスメントし多職種により栄養ケアマネジメントが行われない場合減算
栄養マネジメント強化加算(1日)	11	栄養士又は管理栄養士を1以上配置。入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行う。
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	34	在宅復帰・在宅療養支援等が40以上であること 地域貢献活動を行っていること
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)(1月につき)	3	褥瘡発生のリスクを入所時に評価しその後3ヶ月に1回評価をしてその結果を厚労省に提出
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)(1月につき)	13	(Ⅰ)に加え入所時等の評価の結果褥瘡リスクがあるとされた利用者等に褥瘡の発生のないこと
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)(1月につき)	40	利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等の基本的な情報を厚労省に提出した場合
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)(1月につき)	60	(Ⅰ)に加えて疾病の状況や服薬情報等の情報を、厚労省に提出した場合
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18	介護福祉士60%以上の場合加算
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	-	(Ⅰ)厚生労働大臣基準の全てに適合している場合(介護報酬総単位数×39/1000)
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	-	介護職員処遇改善加算Ⅰを算定しサービス提供体制強化加算が(Ⅰ)イの場合(介護報酬総単位数×21/1000)
介護職員等ベースアップ等支援加算(Ⅰ)	-	処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得している場合(介護報酬総単位数×8/1000)

その他の加算（本人1割負担分）

2割負担の場合×2、3割負担の場合×3

費目	加算(単位)	内容の説明	
初期加算	30	入所した日から起算して30日以内の期間加算	
入所前後訪問指導加算	(Ⅰ)	450	入所前30日以内から入所後7日以内に自宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針を決定した場合に算定
	(Ⅱ)	480	(Ⅰ)に加え、生活機能改善目標及び退所後も含めた切れ目ない支援計画を作成した場合に算定
再入所時栄養連携加算	200	入所者が医療機関に入院し、経管栄養又は、嚥下調整食の新規導入等、施設入所時と大きく異なる栄養管理が必要となった場合、施設管理栄養士が該当医療機関の管理栄養士と連携して再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合	
療養食加算(1食)	6	医師の指示箋に基づく療養食(糖尿病食・心臓病食等)を1日3食を限度とし提供した場合	
認知症ケア加算	76	認知症専門棟において認知症に対応したサービスを行った場合	
経口維持加算	(Ⅰ)	400	多職種が共同して入所者の食事を観察したり会議を行い、経口による経口維持計画を作成し、実施した場合に算定
	(Ⅱ)	100	会議や食事の観察に医師や歯科医師、歯科衛生士、言語聴覚士のうちから1名以上加わった場合に追加で算定
リハビリマネジメント計画提出料加算(1月につき)	33	入所者ごとの実施計画内容等の情報を厚労省に提出しリハビリの適切かつ有効な実施の為に必要な情報を活用している	
短期集中リハビリテーション実施加算	240	医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が入所後3ヶ月間、おおむね週3日以上集中的にリハビリを行った場合	
認知症短期集中リハビリテーション加算	240	週3日を限度とし3ヶ月期間に限り、認知症者へ日常機能改善の訓練を集中的且つ個別に行なった場合	
若年性認知症入所者受入加算	120	若年性認知症入所者ごとに個別の担当者を定めている場合に加算	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	医師が認知症行動を認め在宅での生活が困難であり緊急に入所することが適当と認めた場合(入所日から7日を限度)	
認知症情報提供加算	350	過去に認知症の確定診断を受けておらず認知症のおそれがあると医師が判断し入所者の診療状況を示す文書を提供	
排泄支援加算(Ⅰ)(1月につき)	10	医師と連携した看護師が施設入所時等に評価と6カ月に1回厚労省に提出し3ヶ月に1回支援計画を見直す	
排泄支援加算(Ⅱ)(1月につき)	15	(Ⅰ)に加え入所時等に比較して排泄、排便がどちらかでも改善するとともに悪化がない又、はおむつ使用ありから使用なしに改善	
排泄支援加算(Ⅲ)(1月につき)	20	(Ⅰ)に加え入所時等に比較して排泄、排便がどちらかでも改善するとともに悪化がないかつ、おむつ使用ありから使用なしに改善	
自立支援推進加算(1月につき)	300	医師が自立支援に必要な医学的評価を行い支援計画を策定し3ヶ月ごとに厚労省に提出	
地域連携診療計画情報提供加算	300	医療機関を退院した入所者に係る診療情報を当該医療機関に提供した場合	
かかりつけ医連携調剤調整加算(Ⅰ)	100	入所中に変更の経緯、変更後の状態について、退所時または退所後1月以内に、かかりつけ医に情報提供を行い、診療録に記載していること	
かかりつけ医連携調剤調整加算(Ⅱ)	240	(Ⅰ)に加え服薬情報等の情報を厚労省に提出し、当該情報その他薬物療法の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること	
かかりつけ医連携調剤調整加算(Ⅲ)	100	(Ⅱ)に加え6種類以上の内服薬が処方されており、老健の医師とかかりつけ医が共同し、入所時より内服薬の種類を1種類以上減少させること	
外泊時費用加算	362	居室における外泊時、1ヶ月に6日間を限度とし、初日・最終日を除き加算	
外泊時費用(在宅サービス利用時)	800	入所者が外泊時介護老人保健施設により提供される在宅サービスを利用した場合1月に6日を限度として算定	
緊急時治療管理	518	緊急時等やむをえない事情により施設内において投薬、検査、注射、処置等を行った場合、1月に1回、連続する3日を限度に算定	
所定疾患施設療養費	(Ⅰ)	239	肺炎、尿路感染症、带状疱疹、蜂窩織炎に罹った場合の治療管理として投薬、検査、注射、処置等を行った場合(1月に連続した7日を限度で加算)
	(Ⅱ)	480	(Ⅰ)に加え、診断および診断に至る根拠を記載していること(1月に連続した10日を限度で加算)
安全対策体制加算(入所中1回)	20	外部の研修を受けた担当者が、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている	
施行的退所指導加算	400	入所者の施行的な退所時に当該入所者、その家族に対して退所後の療養的な指導を行った場合	
退所時情報提供加算	500	入所者の退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合	
入退所前連携加算(Ⅰ)	600	居室介護支援事業所に情報提供し、連携してサービスの調整を行った場合	
入退所前連携加算(Ⅱ)	400	(Ⅰ)に加え診療状況を示す文書を添えて必要な情報を提供し、かつ、当該居室介護支援事業者と連携して退所後のサービス等の利用に関する調整	
訪問看護指示加算	300	退所時、訪問看護ステーションに対し訪問看護指示書を交付した場合	

その他の利用料（希望者のみ）

費目	金額(税込)	内容の説明	費目	金額(税込)	内容の説明
日用品費	A-275、B-440	歯ブラシ歯磨き、フェイスタオル、シャンプー等施設でご用意する特別な日用品費	文書料	7,700	診療情報提供書、又はそれに準ずるもの
教養娯楽費	70	創作活動の資料・材料費(文科系・手工芸・運動系等)		3,300	診断書・証明書・その他文書
行事費	実費	小旅行・観劇等の行事に参加される際の費用	理美容代	2,310	カット
特別な室料A	5,500	一般棟個室Aの室料		5,610	パーマ・ヘアカラー
特別な室料B	2,750	一般棟個室Bの室料		1,210	顔剃り・ヘアセットのみ